

## 公任年譜考

伊井春樹

要旨 藤原公任の康保三年（九六六）の誕生から、長久二年（一〇四一）正月に没するまでの生涯について、その文学的な活動を中心にしながら主要な事項を年次ごとにたどっていった。資料としては、もっぱら当時の諸記録と『公任集』などの私家集を用いたが、後者は年月を特定できない場合が多いため、推定可能な範囲で年譜に挿入した。なお、巻末には『公任集』の詠作年次一覧を付した。

康保三年（九六六） 一歳

公任誕生。頼忠の一男、母は三品中務卿代明親王三女（正三位巖子女王）。

天元元年（九七八） 十三歳

四月十日 左大臣頼忠一女遵子（公任姉、二十二歳）入内（榮花物語・日本紀略・大鏡裏書・一代要記）。五月二

十二日には女御となる（日本紀略・大鏡裏書）。

天元三年（九八〇） 正五位下 侍従 十五歳

二月二十五日 公任、清涼殿において元服し、正五位下に叙せられる。円融天皇の出御のもとで催され、理髪は遠度、加冠は雅信であった。「太政大臣（頼忠）息男於清涼殿加元服」。右兵衛督遠度理髪。左大臣（雅信）加冠。即叙正五位下。名公任也。天皇入御。大臣以下著南殿有饗。又大臣以下殿上人有被物。太政大臣儲了。又於中院屯食諸陣。此間。新冠者公任於弓場殿申慶（日本紀略）。『扶桑略記』では天元二年のことと誤る。なおその記事によると、天皇自ら公任に冠を授けて元服させたという。

同じ日に、禊子（公任妹）の裳着があった。「今夜、太政大臣息女於里亭著裳」（日本紀略）。禊子の年齢は不明だが、裳着をしたとするので十二、三歳であろう。

三月三日 公任の禁色を許された日について、『日本紀略』では「今日。太政大臣息男公任聽禁色」とするが、『公卿補任』では三月七日とする。

七月一日 公任侍従となる（公卿補任）。

さねすけの大将と、公任のじょうと、ご打て、まけものに銀の籠に松虫を入れて、弘徽殿  
万代のあきをまちつゝなきわたれいはほにねざす松むしの声（円融院御集三〇）

公任を侍従とするのは七月一日以降のこと、弘徽殿は「盗入弘徽殿女御曹司」。掠取器物（日本紀略、同年九月十三日）と見えるように、姉の女御遵子を指すため、右の歌は立后する天元五年三月一日以前のこと。季節は秋なので、天元三年か四年と考えられるが、ただ実資の任右大将は長保四年以降である。実資の表記に誤りがあるのかも知れない。

天元四年（九八一） 從四位下 侍従 十六歳

正月七日 公任、從四位下となる（公卿補任）。

天元五年（九八二） 從四位下 從四位上 侍従 十七歳

三月十一日 女御遵子の立后（小右記・栄花物語・日本紀略・権記・大鏡裏書他）。

（春） 中宮にて、何のおりぞや

めぐらしき玉のうてなの花かげにきかまくほしき鶯のこゑ（二〇） 『公任集』は歌番号だけを示す

返し、たれともしらず

しづえにてこゑをおしみ鶯は花のさかりを待にぞ有ける（二一）

遵子は皇后となったのだが、「天元五年三月十一日に后にたちたまひ、中宮と申しき。御年二十六」（大鏡）とするように、一般に中宮と呼ばれていた。永観二年（九八四）八月二十七日に円融天皇の讓位するまで、この中宮と呼ばれる期間が続く。『公任集』での贈答歌はその間の詠だが、この歌は立后した喜びを表明したのではないかと思う。『公任集』には四二四・四二五にも後の遵子が見える。

三月十六日

花山院まだ春宮と申ける時、みつにはなの色うかぶといふことを、人々によませたまふに

花の色をうかぶる水は浅けれどちとせの春の契りふかしな(一一)

この歌について、竹鼻績氏は『長能集』の、

又三月十七日、春宮花御覽ぜさせ給に、花の景水にほへりといふだいを  
いやしきになみうちこすとみえつるはきしの桜の景にぞありける(II六〇)

と同じ折の歌会の詠とし、一日ずればするが、『小右記』の三月十六日「從東宮両度蒙召、使有所勞不參入、伝聞、有和歌・絃管事等云々」がこれに相当するとされた(「藤原公任の研究」)。ただ、『公任集』の配列は梅であるのに対し、『長能集』では桜となっているのと、日付けの違いもあつて、同じ折とは考えられない。花山院の即位は永観二年(九八四)八月二十七日なので、この年の春以前ではあるが、今確定できないので、しばらくここに置くことにする。

五月七日 中宮遵子は立后後初めて参内するが(日本紀略)、これに従つた公任は、兼家の東三条邸の前を通る時、姉が女御詮子を追い越したのを誇つて、「この女御は、いつか后にはたちたまふらむ」と公言した。兼家ほか一族の者は悔しい思いでいたが、詮子には円融天皇との間に男宮(懐仁親王、後の一条天皇)が生まれているため、気強かつたという(大鏡)。

この日、公任は中宮遵子入内の賞によって、從四位上に叙せられた(小右記・日本紀略・公卿補任)。

(秋) 中宮の御まへに、せざいうへさせ給ふ日、秋の花をうふといふ題を

松むしの音をたづねてやほりつらんのどけくみゆる秋の花かな(一〇四)

姉遵子の立后は三月十一日なので、それ以降の秋の詠である。

十一月十七日 夜寅刻に内裏焼亡し、天皇・中宮遵子は御曹司に難を逃れる(日本紀略・百鍊抄他)。

十二月二十六日 前日の二十五日に天皇は職曹司から堀川院（当時は顯光の所有）に遷幸、この日中宮遵子も遷御

（日本紀略）。

（未詳）このつゝめでに、すけあきら、とをくしくいぬべきなどいひて

すぎがたき花につけてぞ都出てゆかまものうき東路のかぜ（四七）

すけあきら

春過てちる春だにもある物を老の身をたゞ思ひやらなん（四八）

菅原輔昭の出家は天元五年のこと、この贈答はそれ以前であろう。父文時が前年の九月八日に没しているの  
で、輔昭の出家はそれと関連するのも知れない。『仲文集』に、

しもつけのかみすけあきらといひかはし、たはふるし（マツ）ことありて、すけあきら

わがたのむかさまのとしのしるしあらばすぎにし身とをかゝずもあらなむ（七〇）

とあるのによつて、輔昭は下野守になっていたようだが、年次を特定することはできない。『公任集』の「とを  
くしくいぬべき事」とは、下野守の赴任を指すのであろうか。ほかに輔昭は二三八にその歌が見える。

永観元年（九八三） 従四位上 左近衛権中将 十八歳

正月三日

やみはあやなしといふだいを

春のよのやみにしあれば匂ひくる梅より外の花なかりけり（一一）

竹鼻續氏は、すぐ前の一一に「花山院まだ春宮と申ける時」と見えるので、この歌は『実方集』の、

東宮の殿上にて、としのはじめのかむじに、やみはあやなしといふ事を、だいにて

にほひさへにははざりせばむめのはなをるにもいかにものうからまし(Ⅱ二八〇)

とするのと同じ折の詠とし、年初の庚申の日を推定された(「藤原公任の研究」)。なお、この歌は後拾遺集(巻一・春上・五三)に収められる。

正月二十六日 讃岐守となる(公卿補任)。『中古歌仙三十六人伝』には正月二十七日とする。

十二月十三日 左近衛権中將に任ぜられる(公卿補任、中古歌仙三十六人伝)。

永観二年(九八四) 従四位上 左近衛権中將 十九歳

二月一日 尾張権守を兼ねる(公卿補任・中古歌仙三十六人伝)。

(未詳) 『公任集』には、「多んゆう院の御時」に、女一宮(冷泉院の宗子内親王)のもとで『宇津保物語』の仲忠・涼の優劣論争があったと記す(五三〇)。円融天皇讓位の八月二十七日以前のこと。ほかに「多にう院、たちばなのこに入たる夏むしをすゑて、これよめとおほせられければ」(七二)と見えるのは、在位中か退位後かは不明。

八月二十七日 円融天皇讓位。頼忠は「関白如旧花山院御宇但不知万機」(大鏡裏書)といった状態となる。

八月二十八日 花山天皇の踐祚にともない、公任は昇殿を許される(公卿補任)。

多ゆうゐんのおりゐさせ給ての比、せうにのみやうぶといふ人、あはれといふを聞て

あはれとかたゞさのみやは思ふべき方に歎く人も有世に(四四九)

円融院退下の頃のこと、少弐命婦の嘆きを耳にしての公任の詠。『大斎院前御集』の「小に命婦」(Ⅰ一七三)と同一人物か。

十月六日 花山天皇、未時ばかりに仁寿殿に出御し、馬寮の馬を御覧。公任は御剣を持って伺候する(小右記)。

（未詳）野分したるつとめて、なかぶが家のきたには古大入道どの、みなみにはこ三条殿すませ給けるに、おほかぜの吹ければたてまつれる

わがやどは野分はふかむとなりよりあれまさりたる心地こそすれ（三六六）

かへし

となりよりあれまされるといふなるはいかなる風か身をば吹らん（三六七）

この贈答歌は『仲文集』にも見えており、その詞書は「おほかぜの夕の日、いづれのほかよりもうたてこぼれたれば、ちかきところのほどなるは、中将きんたうのきみに」（六）とする。これによると、仲文の家は故大入道（兼家）と故三条殿（頼忠）の邸宅に挟まれていたようである。『仲文集』では「中将きんたう」とするので、この期間は公任が中将となった前年の十二月十三日以降の秋から、正暦三年（九九二）八月までのこととなる。さらに、仲文は正暦三年二月に没したか（北村杏子「藤原仲文寛え書」「言語と文芸」第55号）とされるので、範圃は少し限定されてくる。

十二月十二日 前日の十一日は、月次祭と神今食が催された。その日に天皇は仁寿殿に出御し、馬を御覧になる。その重なることの適否を、公任は実資に尋ねる（小右記）。

十二月二十五日 公任妹の禊子入内、承香殿を休所とする（日本紀略）。同日女御となる（二代要記）。

寛和元年（九八五） 従四位上 正四位下 左近衛権中将 二十歳

（春） 春宮にて、ものなど聞えける人、くらゐにつかせ給ひて後、忘れ給ひわたるかと思えたりければ

九重のうちにはよはれどみかき守同じ思ひぞ今も焼らし（一九〇）

おなしはるのはじめつかた

鶯の声を待とはなければどもはるのしるしに何をきかまし（一九一）

ときこえたりければ

うぐひすはなけどしるしもなき物をうきことしよりまづまさりける（一九二）

花山天皇の受禪は前年の八月二十七日、それ以前に情を交していた女性との贈答。

二月八日

さねかたの少将まつりのつかひせしに、かひをはなにいれたりしあふぎを、やり給とて

あふぎをば猶ゆゝしとぞ思ひこしけふはかひあるしるし成けり（三七〇）

かへし

いかでかはかひのありとは見えつらむ袖のうらにもよせじと思を（三七一）

公任が、実方に貝を花の形に象眼した扇を贈った折の詠だが、実方の春日祭使は、『小右記』に「祭使少将実方送摺袴」と見える。

五月二十二日 公任、実資とともに頼忠の山科山荘に遊ぶ（小右記）。

七月七日

七月七日ふぢつぼの撫子あはせに、人読半都満宇計たりける

七夕の秋の夜をへて撫子の花をもけふはあはせずとみよ（八二）

この歌合について、『平安朝歌合大成』では寛和元年か二年のこととする。

八月十日

花山院の、御歌あはせのやうなる事せさせたまひけるに、月を、御

秋の夜の月に心もあくがれて雲井に物をおもふ比かな（三二五）

みぎにて

いつもみる月ぞと思ふに秋のよはいかなるかげをそふる成らん（三二六）

かり、これしげ

わがせこが旅ねの衣打はへてまつかりがねは今もなかなん（三二七）

ひだりかたにて

わぎもこがかけてまつらん玉章をかけつとけたる雁金の声（三二八）

この日、内裏歌合が花山天皇によって催された。十卷本歌合には「寛和元年八月十日、殿上に俄かに出でさせおはしまして、侍ふ人人を取り分かせ給ひて、歌合せさせ給ひける御かたきに、権中将公任朝臣を召して、題四を給ひて、御判は惟成なりけり」とする。一番は「月」の題で、天皇と公任の歌が番わされる。『八雲御抄』には「御製番<sup>フル</sup>人<sup>ニ</sup>事上古不見、寛和始<sup>レ</sup>之」と記す。他の詠者は、為理・長能・惟成である。

（秋）女御のかた、おとこ女とかたわきて、うたあはせさせ給ふけるに、まけてうれへたりける、ともものり、霧ふかき色にまされる花のえやいかにさだめし野分なるらん（一〇一）

かへし

霧をよみおれふしにける花の枝はかごとを風におほせざらん（一〇二）

醍子の女御時代は、前年の十二月二十五日から、花山天皇退位の寛和二年六月二十三日までの間。この歌合は秋なので、催されたのは寛和元年のこととなる。

十月十八日 賀茂社への奉幣。使者は公任が勤める（日本紀略）。

十一月二十一日 公任、正四位下に叙せられる（公卿補任）。

寛和二年（九八六） 正四位下 左近衛権中将 二十一歳

三月五日 伊予権守を兼ねる（公卿補任・中古歌仙三十六人伝）。

（春） おなし所に紅梅うへたりつるに、はじめて花さきたるにおはしたりけるに、女御の御もとより

うへしよりしたまつ物を山里の花みにさそふ人のなき哉（二）

返し

うへをきし花なかりせばよもぎふを何につけてか思ひ出まし（三）

謎子の女御時代なので、前年の春とも考えられる。公任が白川山荘に紅梅を植えたことは、五五の歌によって知られる。

三月十余日

三月十よ日、松がさきの念仏きゝに、女御うへなどしのびておはしけるに、みちのほど、月おぼろにて、

風のごゑなどはるかなり、女御どのゝ御

ひるならば川辺の花もみるべきによはの風のうしろめたさよ（四〇）

松崎寺（円明寺とも）に、女御謎子と花山天皇とがお忍びで出かけたとするが、可能性としては前年の三月も考えられる。以下四四まで一連の歌。ほかに女御の歌は五九に時鳥の詠が、一五八に初雪の詠などが収められるが、いずれも謎子の女御時代の作であろう。

六月十日

むめ、殿上の歌合に、ゆきを

梅がえにふりしく雪は一年に二たびさける花とこそ思へ（三二九）

『袋草紙』によると、この折の内裏歌合の判者は義懐、講師は左公任、右長能だったとする。右の公任の詠は「雪」の題で長能と番わされ、勝となっている。詠者は花山天皇・好忠・惟成・実方など。拾遺集卷四冬（二六五）には「屏風に」として入集する。

六月二十三日 花山天皇落飾、一条天皇受禪。「頼忠被<sub>レ</sub>罷<sub>レ</sub>閔白<sub>レ</sub>蟄居。年六十三」（扶桑略記・大鏡裏書）。

七月五日 一条天皇の母詮子が皇太后となって参内する折、それに供奉していた公任に、進内侍が「御妹の素腹の后は、いづくにかおはする」と擲楡したという（大鏡）。これは天元五年五月七日の、中宮遵子入内の折の公任の失言に対する報復。

七月二十二日 一条天皇の踐祚により、公任昇殿を許される（公卿補任）。

九月二十九日

ゑにう院のいし山におはしますに、殿上人うきはしといふところにいきてかへるとて

我だにもかへるみちには物うきにいかで過ぬる秋にかあるらん（一二七）

ためより

たなかみやしまの紅葉ゝかずしあれば秋はおほとものどけきをみゆ（一二八）

円融院の石山寺行きは、『百鍊抄』に「円融院去月廿九日参詣石山」。今日、自石山。以船臨幸崇福寺。御打出浜之間。右少将斉信為勅使参入。有送物。延喜御宇。亭子院臨幸紀伊国之間。引清和例被奉送了（十月三日条）と見える。九月二十九日から十月三日まで石山寺に滞在し、崇福寺（天智天皇御願、三井寺末寺）へ赴いたようである。

(秋) かへし、たゞのぶの少将

なぐさむるかたゞにあらば月影のすむべき世とは今のみやしる (三九六)

斉信の少将時代は、寛和二年正月から永祚元年 (九八九) 三月までの間。その秋のことなので、一応ここに置いておく。なお、これは三八七以下一連の歌だが、『栄花物語』(玉の村菊) では、三八七を「四条大納言の権中将など聞えし折」とする。

十月十三日 『楽記』(大日本史料所収) によると、円融院の大井河遊覧の折、公任と相方が三船の名譽を得たことを記す。「当日未刻御幸、其式不遵毛奉撰政已下御共、公卿殿上人参勤交名有別紙、広沢僧正寛朝、於当座則被召具之、皆被撰撰詩歌絃要人等、被乘三艘船、三曲各競道挑芸、凡彼此之所能、驚水上之耳目、殆嘲前例誠後輩、其中公任・相方兩朝臣、被撰今清撰、相兼三之船、施面目於船中、而留其名於累代云々」

これと類似した逸話に、入道道長の大井河逍遙の折、作文・管絃・和歌の三船を仕立て、公任は和歌の船で、をぐら山あらしの風のさむければもみぢの錦きぬ人ぞなき

の歌を詠んだというのがある。公任は、同じことなら作文の船でこれほどの詩を作れば、名声を得ただろうと口惜しがったと記す(大鏡・袋草紙・古事談他)。ただ、こちらの方は年次が不明である。

(冬) 雪ふる日、いひむろのにうだうの中將に

きみがすみかをおもひやるかな (一六八)

返し

君のみぞみ山がくれにふる雪を心ながくはまづ尋ねける (一六九)

義懐は花山院に従つて、寛和二年六月に出家。飯室に住んでいたことは、『栄花物語』に見える。この贈答歌

は、出家した最初の冬かと思われるが、確定はできない。

十二月十九日

花山院おり給ふてのとし、仏名に、けづり花にさして、みあれのせじのもとへきこえたりける程もなくさめにし夢の中なれどそのよにくたる花のかげかな（四六八）

返し

見し夢はいづれの世ぞと思ふまにおりを忘れぬ花のかなしき（四六九）

花山院は六月二十三日に退位（四十一歳）、その年の仏名会（十二月十九日から三日間）に公任が御形宣旨と交した歌。新古今集卷十六雑上（一五八二・一五八三）に入集。

永延元年（九八七） 正四位下 左近衛権中将 二十一歳

二月十一日 入唐僧齋然の将来した摺本一切経論、五尺の白壇釈迦像などを、公任は実資・高遠とともに運び込まれた蓮台寺で見る（小右記）。

（春） 三条殿、世中すさまじうてこもりおほしける比、御まへの藤のさきはじめたるを

としごとに春をもしらぬ宿なれど花咲そむる藤も有けり（五〇）

三条殿（頼忠）の不遇時代の詠。前年の六月二十三日に関白を辞して蟄居するが、これはその翌春か。

十二月十九日

又のとし、同し折、さねかたの中將

古にかはらぬ花の色みればはなのむかしの昔恋しも（四七〇）

返し

昔みし花のとしくにたれ共同しからぬを思ひしらなん(四七一)

花山院の退位して、翌年の仏名会の詠。四六八・四六九に連接する。

(冬) 中將におはしける時、冬の夜さうくしとて、歌あはせの様なる事し給ふけるに

もみぢばゝ雨とふれども空はれて袖より外はぬれずぞ有ける(三三七)

公任の中將時代の歌合。『平安朝歌合大成』では、永延元年から永祚元年頃の冬の作とする。

永延二年(九九八) 正四位下 左近衛権中將 二十三歳

(秋) みちのぶ少將

年ふればかはりやしにし女郎花むかしの秋もとふべき物を(四〇五)

右は四〇四から四一一までの一連の歌で、殿上人が花見のついでに嵯峨野に赴き、そこで尼となった小馬命婦と歌を詠み交す場面(拙稿「小馬命婦の晩年」『源氏物語論考』所収)。道信の少將時代は、永延二年正月から

正暦二年(九九一) 九月までの間。

十月三日 頼忠に従って、公任・懐平・高遠・実資は密かに観音院に赴く。晩景に帰宅(小右記)。

(冬) 左大將朝光、五節舞姫たてまつりけるを見てつかはしける

あまつ空とよの明にみし人の猶おもかげのしめて恋しき(五四六)

朝光の左大將は、貞元二年(九七七)十二月九日以降、永祚元年六月二十七日の間。五節の舞は十一月のこと

なので、右の歌は永延二年の冬以前となる。

永祚元年(九九八) 正四位下 左近衛権中將 藏人頭 二十四歳

二月二十三日 任藏人頭(公卿補任・職事補任・小右記・中古歌仙三十六人伝)。

とうに成給うて、うちにまいり給ふて、花山院の御時、よにつかさが家をわたり給ふければ、いひ出した  
りける

雲のこそ昔の空にあらね共思ひし事よかはらざりけり（四六〇）

かへし

たのみこし月日はたゞに過にしをいかなる空の露にか有らん（四六一）

二月二十七日 兼家邸において賀茂詣での試案あり。夜、庭の桜花を賞でての和歌会。公任に禁色の宣下があり、  
下襲・表袴を拝領し、庭で拝舞する（小右記）。

三月十三日

りんじのまつりのつかひしてかへりたるに、ふねに、すけあきら

岩清水かざしのふちの打なびき君にぞ神も心よせける（三三八）

返し

水上の心はしらず岩しみづ波のをりこし藤にやはあらぬ（三三九）

おなしおりに、なかぶ

石清水きのふの藤の花を見て神の心もくみてしりにき（三四〇）

『小右記』によると、石清水臨時祭で「祭使藏人頭公任朝臣、余被催」と見えるので、右はこの折の贈答歌と  
知られる。

四月二十三日 公任、賀茂祭の使いとして出立する（小右記）。

四月二十四日 午刻に公任還り立ち（小右記）。

六月二十六日 頼忠薨、六十六歳（小右記・日本紀略・百鍊抄他）。『栄花物語』（さまぐのよろこび）には「かくてはかなく明けられて、六月になりぬれば、暑さを歎く程に、三条の太政おとどいみじう悩ませ給ひて、廿六日うせ給ぬ」とある。

六月二十七日 巳時に頼忠を入棺し、法住寺の北辺帝釈寺に移す（小右記）。

七月二十日 頼忠に正一位を追贈、駿河国を封じ、諡号を廉義公とする（日本紀略）。

八月十一日 法性寺東北院において、頼忠四十九日の法要（小右記・日本紀略）。

八月二十六日 公任復任（小右記）。

九月十日 三条殿で、実資・佐理・公任が集まって、頼忠の庄園・牧などの遺領を処分する（小右記）。

十月六日 実資・佐理・公任など会合し、頼忠遺領の処分を終える（小右記）。

十二月十四日 公任、頼忠の封国駿河国を返上する表を中務省に提出（小右記）。

十二月十五日 上表への勅答あり。使者は時方（小右記）。

正暦元年（九九〇） 正四位下 左近衛権中将 藏人頭 二十五歳

（三月末）

ちゝおとどうせ給ふての比、たき物人のこひたる、つかはずとて、

花だにも散たる宿のかきねには春の名残もすくなかりけり（二五二）

三月のつごもり、ぶくにおはするころ

別にしかげさへ遠く成行は常よりおしきとしのはる哉（二五三）

御いもとの女御

春しらぬ宿には花もなき物を何かは過るしるし成らん（二五四）

頼忠は前年の六月二十六日薨、その喪中の詠。二五二も「花の名残もすくなかりけり」とするので、同じ三月末であらう。

四月一日

四月、御ぶくなれば、衣がへもし給はで

墨染の衣ながらのけふなれどかはれる物はむかし也けり（二五五）

四月五日 任備中守（公卿補任・中古歌仙三十六人伝）。

（六月）ぶくぬぎ給とて

すみぞめのころもにそへてながせどもつきせぬ物は涙なりけり（二五六）

父頼忠の忌み明けの折の詠。

古おとゞの御思ひにて、そのほどはおはせざりけるを、ほどすぎてつかはしける

もゆれどもしる人なきは年つもる思ひのうちの思ひ成けり（二〇五）

父頼忠の喪服を終えて後、女性のもとに遣わした歌。『新千載集』卷十一・恋二（二二二八）に入集。

（秋） ことのうせさせ給ふてのち、はなちたるすむしのとしへてなきければ

いかでかは音のたえざらんすむしのうきよにふるはくるしき物を（九七七）

頼忠の忌みは明けたのに、鈴虫は父を慕って変らず鳴くとする。以下一〇〇まで同じ折の詠。

十月二十三日 「くら人これすけ、からものゝつかひにてくださるに」として、次の贈答歌が見える。

西へゆく月のつねよりをしき哉雲の上をし別ると思へば（二〇八）

これすけ

わかれちはよのつねなれや中くゝに年のかへらん事をこそ思へ(二〇九)

『本朝世紀』に「被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>肥後守源朝臣為親任符。大宰唐物使官符請印之事」。

使式部大丞藤原伊祐。納中務少録物部邦忠。

出事記

と見え

る。

十二月二十五日 公任、昭平親王女と結婚。「頭中將今夜密々通九親王女云々」(小右記)「このひめぎみ(昭平親

王女)、いみじう美しうおはするを粟田殿聞しめして、この宮を迎へ奉りて、子にし奉りてかしづきこえ給程

に、さるべき人く訪れきこえ給人多かりけれど、きく入給はぬ程に、故三条の大殿(頼忠)の権中將(公任)

せちに聞え給ふ。はかなき御文がきも人よりはおかしうおぼされければ、おぼし立ちて取り奉り給ふ。二条どの

(道兼邸)く東の対をいみじうしつらひて、恥なき程の女房十人、童二人、下仕二人して、あるべき程にめやす

くしたてゝおはしそめさせ給ふ。姫君の御有様いみじう美しければ、いとかひありて思ひきこえ給へり」(栄花

物語、みはてぬゆめ)

正暦二年(九九二) 正四位下 左近衛権中將 藏人頭 二十六歳

二月十二日 円融法皇崩御(三十三歳)。

(春) ゑにう院かくれさせ給ふてのはるの、よのなかぶくなるころ、つれくゝなりければ、歌よみける

春雨

草も木も色づきわたる春雨にくちのみまさる藤衣哉(二四三)

以下、「うぐひす」「わかかな」「かすみ」などの題詠が二五一まで続く。

九月九日

さい相にえなりたまはざりける九月九日、ためもとほうし

世中を聞に袂のぬるゝかな涙はよその物にぞありける (三七二)

返し

をくれるて猶さがりがたき菊の花まがきのもとをとふや誰ぞも (三七三)

公任の任宰相 (参議) は、正暦三年八月、これはその前年であろう。右に続いて、さらに三七四・三七五も同

じ折の贈答歌。

(秋) おなし中將のかうがいのまくらばこにあなる、かへしやり給とて

かみかきを返すくもみる時ぞ色ごのみとはしるくみえける (三六〇)

三五九は「みちのぶの少將」の歌、これはそれを受けて「おなし中將」とする。道信は正暦二年九月に左近衛

中將、正暦五年七月没、右の歌はその間のこと。公任との贈答歌は三六三まで続く。ほかに道信の中將時代の詠

は、三九七・四五二・四五三にも見える。

人くゝのさが野にゆくひ、とまりていひやり給ふける

いざなはでいくやなになり女郎花わきて一もとのべのあたりを (八六)

返し、中宮大夫、たゞいまの大殿

君をしもよぐともなきにをみなへし露の心をゝかれぬるかな (八七)

道長の中宮大夫は、定子立后にともなう前年の十月五日から長保二年 (一〇〇〇) 二月までの間、その秋とい

えば正暦二年以降となる。

正暦三年 (九九二) 正四位下 参議 一十七歳

二月二十九日 東三条院詮子石山寺参詣(日本紀略・百鍊抄)。道長・顕光などとともに、公任も供奉(石山寺縁起)。

(夏) 時鳥こゑまれなり、といふだいを、さねかたの中将

里わかぬそらねときけば郭公たれにかいかゞいはどこたへん(六〇)

以下六三の高遠の歌まで続くが、同じ折の詠が『実方集』にも見える。

山ざとに、ほとゝぎすのこ多きかんとて、殿上人のさるべきかぎり、ものしたりけるに、帰きてまたの日、頭中将のもとより、ある人をおもひかけて、いひたりける

山がつにほのかたらひしほとゝぎすなくねきゝつとつたへざらめや(III一三三)

かへし

さとわかぬそらねときけばほとゝぎすたれにかいかゞかたらん(一三四)

実方の任右近中将は正暦二年九月、公任の頭中将時代は任参議となる正暦三年八月二十八日までのこと。この両者の重なる夏は、正暦三年となる。

女院にて、あさがほを見給て

あすしらぬ露のよにふる人にだに猶はかなしとみゆる朝がほ(三五八)

みちのぶの少将

朝がほを何はかなしと思ふらん人も花のさこそみるらん(三五九)

『道信集』(I)には、「殿上にてこれかれ世のはかなきことをいひて、あさがほのはなを見るといふ所を」

(六)として、右の三五九番歌を収める。また、桂宮本(甲)には、続いて「公任中将」として、三五八の歌が引かれる。詮子が落飾して女院(東三条院)と呼ばれるのは正暦二年九月十六日以降、公任の中将は同三年の八

月までなので、この夏のことか。ただし、道信は正暦二年九月に左近衛中将になっているので、正暦三年は少将ではない。『公任集』に「中将」の異文もあるので、これと関係するかもしれない。

八月二十八日 任参議（公卿補任・職事補任・大鏡裏書）。

正暦四年（九九三） 正四位下 参議 二十八歳

正月十三日 近江守（公卿補任）。

二月六日 実資・公任など道兼の粟田山荘に赴き、弓射の遊び（小右記）。

あはたに人／＼おはして、思ふ心よむに

うき世をば峯の霞やへだつらんを山ざとは住よかりけり（二二）

『小右記』によると、粟田での遊びは朝から夜までだったとする。右はその折の詠か。『公任集』の次の歌（二

三）は「二月十日」とするので、矛盾はない。

二月二十二日 東三条院南院にて敦道親王の元服、加冠は左大臣雅信、理髪は公任が勤める（日本紀略・権記・小

右記）

四月十七日 公任、初めて外記庁に著す（小右記）

五月二十日 実資、公任所持の『清慎公記』を書写する（小右記）。

六月三日 臨時の奉幣使の選定で、公任は平野社となる（小右記）。

六月七日 公任病氣となり、「已及数日、内外祈禱似無其驗、若有非常、身彼雑事一向所憑、更無他恃者」と、実

資に後事を託した消息を送る（小右記）。

十一月二十七日 一条天皇、即位後初めての大原野行幸（日本紀略）。公任供奉せず（本朝世紀）。

十二月四日 公任の大原野行幸不参の審議。公任、勅勘を蒙り出仕停止となる（本朝世紀）。翌正曆五年正月十四日の除目に加わっているので（同）、それ以前に許されたのであろう。

正曆五年（九九四） 正四位下 参議 二十九歳

二月二十日 道隆の積善寺供養（日本紀略・百鍊抄・枕草子他）。公任参入（本朝世紀）。

（春） 春、しら川に殿上の人／＼いきたりけるに

春きてぞ人もとひける山里は花こそ宿のあるじなりけれ（二）

『夫木集』（春、梅）に道信朝臣の歌、

咲そむる山べの梅の香にめでば花のたよりと君やおもはむ

が入集し、左注に「このうたは、前大納言公任卿北白川の家に、春の比道信朝臣きたりけるに、花こそ宿のあるじなりけりとよみ侍りける返しと云々」とする。道信は正曆五年七月十一日没、するとこの歌の詠まれた下限は同年の春となる。

（秋） をのゝ宮の中納言、そめ殿の御おもひにて、秋はてがたにきこえ給ける

白河の紅葉をみてやなぐさまむよにふる郷はかひなかりけり（一九五）

ときこえ給りければ

つねならぬ思ひやなにかなぐさまむ山べはいとゞ木の葉散つゝ（一九六）

をのゝ宮右大殿、式部卿の宮の女御の御もとにまいりはじめ給て、三日、いとつれ／＼こよひまいりて物がたりをもきこえんとありければ

秋風の袂すゞしきよひごとに君待ほどや人のうらみん（四一六）

返し

恨べき人をばしらで秋風におばなをあやな頼みけるかな（四一七）

実資が花山天皇の退位後、その女御婉子（式部卿為平親王女）に通い始めたのは、『栄花物語』（みはてぬゆめ）によると正暦五年の頃である。『大鏡』には「北方は花山院の女御、為平式部卿の御女。院そむかせ給て、道信の中將もけさうし申給に、この殿（実資）まいり給にけるをききて、中將（道信）のきこえ給しぞかし」として、道信の「うれしきはいかばかりかはおもふらむ」の歌を載せる。右の二つの贈答歌が同じ年かどうかは不明。内容からすると、前者は結婚以前の歌であろう。『公任集』には、四一八に「おはしなれての比、たき物を聞え給たりければ」とする歌もある。

長徳元年（九九五） 正四位下 参議 左兵衛督 皇后宮大夫 三十歳

八月二十八日 任左兵衛督（公卿補任・大鏡裏書）。

九月二十七日

みちの国のかみさねかたくだるに、したくらやるとて

あづまぢの木のしたくらに見えゆかば都の月を恋ざらめやは（二一五）

かへし

ことづてん都のかたに行べきにこのしたくらきいとどまどふと（二二六）

「今日。陸奥守実方朝臣奏<sub>ニ</sub>赴<sub>レ</sub>任之山<sub>一</sub>。於<sub>ニ</sub>昼御座方<sub>ニ</sub>給<sub>レ</sub>禄<sub>一</sub>」（日本紀略）と、実方の陸奥守赴任にともなう贈答歌。この日実方は、藏人頭斉信の手を経て、衾・下襲などを拝領した（本朝世紀）。『実方集』（Ⅲ一六九・

一七〇）『拾遺集』卷六・別（三四〇）に入集。

九月二十一日 任皇后宮大夫（公卿補任・大鏡裏書）

（十月末） 「よのなかさはがしかりけるとし」として、「神無月のつごもり方」に、白河で「源中納言」の死を悼む歌、

けふこずはみてややまゝし山里の紅葉も人もつねならぬよに（二二八）

は、中納言の在職で五月九日に没した源保光を指す。『新古今集』卷八・哀傷（八〇〇）には、宣方への追懐として入集するが、編者の誤りであろう（拙稿「公任と為頼」『源氏物語論考』所収）。

十一月十三日

おみにさゝれ給ひて、のぶかたの中將ぶくなるに、あかひもかりにつかはしたりければ雲のうへのひかりもいとど遠ければ猶ほしがたし墨染のそで（二二二）

返し

はれずのみ時雨の方をながむれば光もくもる物にぞ有ける（二二三）

公任が小忌の役となったため、宣方の喪服中を忘れて、赤紐を借りようと求めた折の贈答歌。宣方の服は、父重信の薨去（長徳元年五月八日）によるのであろう。この日新嘗祭が催された（日本紀略）。

長徳二年（九九六） 正四位下 参議 左兵衛督 右衛門督 皇后宮大夫 三十一歳

正月十三日

中務の宮にて、人／＼さけのみしつとめて、宮のきこえ給ふける

あかざりし君が匂ひのこひしさに梅の花をぞけさは折つる（一八）

返し

今ぞしる袖にゝほへる花の香は君がおりけるにほひなりけり（一九）

『為頼集』には、「正月十三日、ひとひまირりたまへりしのち、左兵衛督の宮にまいらせたまふ」（三一）として、公任が具平親王に一八番歌を贈ったとして収められる。公任の左兵衛督は前年の八月二十八日から、今年の七月十四日までの間。すると正月十三日というのは、長徳二年のこととなる。

五月五日

中納言のちごにおはしける時、くすだまをたてまつりたまふとて、女御の御命をぞつぐといふなるいときなき袂にかゝるけふのあやめか（六九）

御返し

いときなきあやめはおふる所から誰にかゝりてふべきちよぞは（七〇）

中納言は定頼、女御は禊子。定頼は正暦三年の生まれ、稚児とするのを仮に五歳とすると長徳二年となる。確定はできないが、この前後の年であろう。

五月十八日

またのとし、ほうさうじの御八講の日、ためより

世中にあらましかばと思ふ人なきがおほくも成にけるかな（二一九）

前の二一八は、長徳元年十月に源保光を追懐しての歌。右はその翌年の、実頼忌日の五月十八日に法性寺で催された法要の折の詠である。『拾遺集』巻二十・哀傷（二一九）、『栄花物語』などに収められる。

八月七日

ありくにの大式の、つくしへくだるに

別よりまさりておしき命哉君にふたゝびあはんと思へば(二一七)

有国の大宰大弐は前年の十月十八日のことで、「停<sub>二</sub>大宰大弐佐理<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>藤原有国任<sub>レ</sub>之、依<sub>二</sub>宇佐宮訴<sub>レ</sub>」(百鍊抄)「被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>大弐事、右大臣参<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>小除日事<sub>一</sub>、大宰大弐在国」(権記)と、急遽佐理の後任として内定する。『采花物語』(みはてぬゆめ)には、「この頃大弐辞書奉りたれば、有国をなさせ給へれば、世中はかろこそはあれと見えたり」とある。ただ、赴任は翌長徳二年のことで、八月二日に「大<sub>二</sub>有国今日奏赴任之由<sub>一</sub>」(小右記)を伝え、八月七日に道長邸で餞の宴が催され、「臨晚有和哥、藤中納言(道綱)・左武衛(公任)・左大臣(惟仲)・宰相中將(斉信)・勘解由長官(俊賢)等」(同)と、和歌会も持たれた。公任の歌は、その折の詠であらう。

九月九日

ありくがすまぬ家にて、九月九日

すむ人もなき山ざとに菊の花秋のみさきてたゞに過ける(二二四)

八月に大宰府へ赴任した後、九月九日の重陽の日には有国を偲んで詠んだ歌か。二二五に「かへし」とするのは、留守中に有国邸で詠んだことを知らせ、その返歌が九州からもたらされたのであらう。二二六も同じ折の歌。

長徳三年(九九七) 正四位下 参議 右衛門督 皇后宮大夫別当 三十二歳

三月十九日 皇后宮遵子出家。

四月十六日 公任・斉信同車して道長邸からの帰途、花山院の供人数十人が牛飼童を取り籠め、磔を投げるなどの乱行に遭遇する(小右記・百鍊抄他)。

九月九日 重陽の節会の後、詩宴が催される。匡衡の献じた題は「菊是為仙草」であった(小右記・日本紀略他)。

『江吏部集』に「九日侍宴同賦<sub>三</sub>菊是為<sub>三</sub>仙草<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>製一首」として見える。

九月十五日

九月十五日 宮の御念仏はじめられける夜、あそびなどせられて、月のおぼろなるに、ふるき事などおもふ心を人<sub>レ</sub>讀<sub>レ</sub>けるに

古へをこふる涙にくらされておぼろにみゆる秋のよの月(四八四)

竹鼻續氏(「藤原公任の研究」)の、遵子の出家した年の九月とするのに従っておく。以下四八九まで同じ折の詠が続く。

長徳四年(九九八) 正四位下 参議 右衛門督 皇后宮大夫 勘解由長官 三十三歳

正月二十五日 備前權守(公卿補任)。

十月二十三日 勘解由長官(公卿補任・大鏡裏書他)。

長保元年(九九九) 従三位 参議 皇后宮大夫 右衛門督 勘解由長官 三十四歳

正月七日 従三位(公卿補任)

(春) ひとに、春のはじめなり

すこしはあるある心ちこそすれ(五七a)

とのたまひければ

吹そむる風もぬるまぬ山ざとは(五七b)

この前句は清少納言にも届けられたようで、彼女は「空寒み花にまがへて散る雪に」と返したという(枕草)

子)。年次は、長保元年か二年のこととされる。

花の盛に藤原為頼などともなひていはくらにまかれりけるを、中将宣方朝臣など、かく侍らざりけん後の  
たびにかならず侍らんと聞けるを、そのとし中将も為よりも身まかりける、又の年、かの花の比、中務卿  
具平親王のもとより

春くれば散にし花も咲にけり哀別のかゝらましかば（五五九）

返し

行かへり春や哀と思ふらん契りし人のまたもあはねば（五六〇）

中将宣方は長徳四年八月十三日没、為頼も同年に亡くなったようである。書陵部本では「中将実方朝臣」とするが、実方も同年十一月十三日（尊卑分脈）に、赴任地の陸奥で没している。するとこの贈答歌は、その翌年の春と知られる。『千載集』巻九・哀傷（五四四・五四五）に入集。

三月二十九日

少納言むねまさかほうしになりて、しがにあるに

さど波やしかの浦風いかばかり心のうちはすどしかるらん（五三六）

藤原統理の出家（日本紀略・本朝世紀他）を知っての詠。『拾遺集』巻二十・哀傷（二二三二六）では、「少納言藤原統理にとし頃ちぎる事侍りけるを志賀に出家し侍ると聞きていひ遣はしける」の詞書を持つ。五三七・五三八も、統理との贈答歌。

閏三月二十九日 勘解由長官を辞す（公卿補任・中古歌仙三十六人伝）。

五月六日 道長邸での作文会。隆家・公任・斉信など参会（御堂関白記）。翌七日の早朝披露、題は斉名による「水

樹多佳趣」であった。この折の公任と道済の詩が『本朝麗藻』に、斉信・道済・匡衡・斉名などの作が『類聚句題抄』に、さらに『江吏部集』には「七言。夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳趣」一「教一首」として、序と詩が収められる。また、『拾遺集』巻十八・雜賀（一一七五）に「右大臣家つくりあらためてわたりはじめけるころ、ふみつくり、うたなど人人によませ侍りけるに、水樹多佳趣といふ題を」として、

すみそむるす多の心の見ゆるかなみぎはの松のかげをうつせば  
の歌が入集する。

八月二十日 東三条院詮子慈徳寺に行啓、公任勅使を勤める（小右記・御堂関白記・権記）。

九月十二日

大との、まだせくにおはしゝ時、人／＼ぐして紅葉みにありき給うしに、嵯峨の滝どのにて

滝のをとはたえて久しくなりぬれどなこそながれて猶きこえけれ（一一九）

とのにかへり給ふて

山べより野べものこさず尋ねきてとまるもしるき宿のみぢば（一二〇）

この歌の詠まれた背景は、『権記』に「一昨与左右金吾（誠信・公任）源三相公（俊賢）并子右中丞相約有此事、各調餽袋破子、先到大覚寺滝殿栖霞觀、次丞相騎馬、以下從之、到大堰河畔、式部権大輔依丞相命上和哥、題云、処々尋紅葉、次婦相府馬場、読和哥、初到滝殿、右金吾詠云、滝音能、絶亘久成奴礼東、名杜流亘、猶聞計礼」とあるのによつて知られる。『小右記』では、道長への誠信と公任との追従ぶりを批難しているが、それはともかく、一行はまず大覚寺に赴き、次に大井河では「処々尋紅葉」の題で、さらに都に帰つて道長邸の馬場殿でも歌を詠んだという。一一九は滝殿の、一二〇は帰京しての詠である。また、『長能集』（一）には、

左の大臣の、大井におはしまして、もみちをたづねたまふ心、よませ給しに

いづこにかこまもとどめむもみぢばのいろなるものはこゝろなりけれ（一四一）

と見え、Ⅱ（六五）では「ところ／＼のみぢをたづぬといふだいを」とするのによつて、長能も道長の遊覧に従つていたと知られる。なお、公任の一一九は『拾遺集』巻八・雑上（四四九）と『千載集』巻十六・雑上（一〇三二）に入集する。

十月二十八日 彰子の入内に際して、道長は人々に歌を詠進させ、選定した歌を色紙形に行成の手で書写させて、それを貼りつけた屏風の作製を企画する。十月二十一日に人々に歌を求め（御堂閔白記）、二十七日には則隆・公任・懐平・高遠・斉信などが持参している。『小右記』（二十八日・三十日）では、花山院まで歌を詠んだこと、公任の追従するさまなどを批難する。行成は、二十七日以降に染筆した（権記）。三十日にはほほできあがつたようである。『公任集』には、

中宮のうちにまいり給ふ御屏風歌、人の家ちかく、まつ、むめのはなとどあり、すだれのまへにふえふく  
人あり

梅花にはふあたりの笛の音は吹かぜよりもうらめしき哉（二九九）

とするほか、三〇七までその折の歌を収める。この屏風歌は、『高遠集』などにも見える。

十一月一日 道長女彰子（十二歳）入内。

長保二年（一〇〇〇） 従三位 参議 右衛門督 皇后宮大夫 三十五歳

二月二十五日 遵子、皇太后宮となる（大鏡裏書）

三月二十三日

女院のすみよしまうでさせ給ふるに、式部卿の宮の中將の、うちのおほんせじにてまゐり給るにつけて、左の大殿、大宮の大夫の御もとに、をのゝ宮  
都人ありやとゝはゞつのくにのこふのわたりに佗とこたへよ（四九〇）  
ときこえければ

さそはれぬ身こそ佗つれ津の国の難波の浦を思ひやりつゝ（四九一）

東三条院は三月二十日に石清水に泊り、二十二日は摂津、二十三日は住吉參詣を経て天王寺へ、二十五日に還御している（御堂関白記）。勅使として下った式部卿宮頼定に、小野宮実資が、左大臣道長と大夫公任のもとに歌をよこしたのである。次の四九二も同じ折の詠。

長保三年（一〇〇一） 従三位 正三位 權中納言 左衛門督 皇子宫大夫 三十六歳

正月三十日

藏人になりて、右衛門督殿（公任）にようさりまいりて侍しに、御物いみなりければ、あひたまはで、よ  
うちふけて

あまのとにさしてらしてやさよふけてたゞよひありく雲の上人（道済集一〇〇）  
とあるかへし

あしたづのくものうへにはかよへどもふるすわするゝ時はなきかな（二〇一）

道済の任藏人は長保三年正月三十日のこと（中古歌仙三十六人伝）。

二月五日

なりのぶの中將、すけしてのつとめて、左大弁ゆきなりの、よのはかなきこと聞え給へりけるに

思ひしる人も有ける世中にいつとて過る成らん（二二六）

「今日（四日）。左大臣養子右近権中将源成信。与<sub>二</sub>右大臣顕光息男右近少将藤原重家<sub>一</sub>。相伴。向<sub>二</sub>三井寺<sub>一</sub>出家。仍<sub>二</sub>両大臣驚向<sub>二</sub>彼寺<sub>一</sub>」（日本紀略）。二人の出家については、『大鏡』ほか説話集にも見える。右の歌は『拾遺集』巻二十・哀傷（二二三五）、『後拾遺集』巻十七・雜三（一〇三三）に入集。『公任集』の二二七は、「ゆきふるに、入道成のぶの中將のもとに」とする歌。

八月二十五日 任権中納言（公卿補任・大鏡裏書）。

（秋） せい少納言がつきのわにかへりすむ比

ありつゝも雲まにすめる月のをはいくよながめて行帰るらん（五三九）

清少納言の仕えた皇后定子は、前年の十二月十五日に崩御、その後彼女は宮中を去り、月の輪に住んでいたの  
であろう。以下、五四三まで続く。

十月三日 任左衛門督（公卿補任・大鏡裏書）

十月七日

女院の四十の御賀の屏風の歌、もしもやとてまうけ給へりけれども、さもあらざり、花ある所

春たちてさく花みれば行末の月日おほくもおもほゆる哉（三〇八）

東三条院御賀の試楽は十月七日、『権記』に「事訖各退出、撤御装束後、左大臣（道長）、内大臣（公季）、左

衛門督（公任）、并金吾召候御前、左大臣、左金吾<sup>詠カ</sup>祿御屏風和哥、了退出」とある。これによると、道長と公任

は屏風和歌を詠んだとする。公任は、この日自作の歌を披露したのだろうが、屏風歌としては採用されなかった。同じ折の詠が以下三一―一まで続く。

詮子四十賀の屏風は、『栄花物語』(とりべ野)、『後拾遺集』、『道濟集』などに見えるが、『権記』によると「於弘徽殿東庇、書御屏風四帖和歌十二首、左大臣三首、輔尹一首、兼隆三首、輔親一首、為時一首、為義一首、道隆一首、令奏覽」(十月八日)と記す。一首不足するものの、公任の歌は屏風歌には用いられなかったようである。そのことが、右のような詞書となったのであろう。

十月九日

女院四十の賀に、大将殿のしたまひける、かはらけとりて

君が代にいまいくたびかかくしつゝうれしき折にあはんとすらん(二二四)

上東門院で、天皇の行幸と中宮の行啓を得ての東三条院四十賀が催される(日本紀略・権記他)が、右はその折の詠。

十月十日 四十賀の賞により、正三位に昇進(公卿補任)。

十二月三日 別当を辞す(公卿補任)。

十二月二十二日 東三条院詮子崩御。

長保四年(一〇〇二) 正三位 中納言 皇后宮大夫 左衛門督 三十七歳

二月十日

女院うせ給ふて又のとし、二月はつねの日、女房のもとに

たれにとかまつをもひかん鶯の初音かひなきけふにも有かな(二三五)

東三条院詮子四十九日の法要(権記・日本紀略他)の折の詠。『栄花物語』(とりべ野)では、正月七日の子日とする。『拾遺集』卷十六・雑春(一〇二二)に入集。

(七月)

みかはの入道のたうにわたるかどを、しら川にしたりけるに、やり給ふける

わが宿にやどる門出の行末は旅ねことにも忘れざらん(五一三)

返し

音にきくかうがの水はかへる共白河のなをいつかわすれん(五一四)

七月七日、ふねにのるにやり給ふける

あまの川後のけふだにはるけきをいつ共しらぬ我ぞ悲しき(五一五)

寂照(大江定基)は寛和二年六月に出家し、長保五年八月二十五日に入唐、円通大師と号したという(尊卑分脈)。長元八年に宋の地で没、七十七歳。「長徳年中入唐」(大鏡裏書)とも、恵心の命によって長保二年に入宋した(元亨釈書)ともされるが、『扶桑略記』の長保五年八月二十五日に「寂照離本朝肥前国。渡海入唐」とするのに従っておく。すると、都を離れたのは前年の七月七日と思われる。『日本紀略』によると、三月十五日の条に「入唐前三河守大江定基法名寂照上状。向大宋国巡礼五台山」と見える。三月に入宋を願い出、準備や人々との別れをすませて都を離れたのは七月七日、翌年の八月に肥前国から出航したか、中国本土へ渡り着いたたであろう。

八月十八日 『権記』に「詣左府、有廿八品和歌之事、大弼(有国)作序、入夜罷出」と記されるのにより、法華二十八品和歌の創案は道長であろう。『栄花物語』(うたがひ)には、公任の詠作のことが見えており、ほかに斉信・俊賢・行成が詠んだ。『本朝文粹』(卷十一)には、藤原有国の「讚法華経廿八品和歌序」が収められる。公任の詠作は、二五九以下二八八まで。

八月二十九日 公任・行成など白河に赴き酒宴。道長から歌を贈られ、公任はそれに和して返しをする(権記)。

長保五年(一〇〇三) 正三位 中納言 皇后宮大夫 左衛門督 三十八歳

五月六日 宮中で作文会。題「初蟬纒一声」、広業序、道長・公任・斉信等献詩(権記)。この折の御製が『本朝麗藻』に収められる。

五月十五日 左大臣道長歌合(太政大臣殿三十講歌合)で、公任は判者となる。詠者は、輔親・兼澄・長能・輔尹・行資他。

五月二十七日 道長に従って宇治に遊び、作文会。題は「晴後山川清」、参加者は実資・公任・斉信・有国等(権記)。

五月二十八日 作文の披講。夜、宇治から帰京。『本朝麗藻』に公任・為政の、『類聚句題抄』には公任・以言・為政の詩が収められる。

寛弘元年(一〇〇四) 正三位 中納言 皇后宮大夫 左衛門督 三十九歳

二月六日

左の大殿のたづ、かすがのつかひにいでたち給ひて、又の日雪のふりけるに、そのとのより

わかな摘かすがのはらに雪降ば心づかひをけふさへぞやる(五〇四)

御かへし

身をつみておぼつかなきは雪やまぬ春日の原の若菜也けり(五〇五)

二月五日、春日祭の使いに頼通出立、右は道長と公任との贈答歌(御堂関白記)。『御堂関白記』の裏書に、

六日、雪深、朝早左衛門督許かくいひやる、わかなつむかすがのはらに由木ふればこゝろづかひをけふさへ

ぞやる、かへり、みをつみておぼつ□な木は由木やまぬかすがのはらのわかなくりけり、

この折、花山法皇からも歌が贈られ、道長の返歌したことが記される。『栄花物語』(はつはな)・『御堂閔白集』に見え、『後拾遺集』巻十九・雑五(一一二二・一一二三)にも入集。

三月三日 内裏での作文会。序は匡衡、題は「花良年々同」(権記・御堂閔白記)。「江吏部集」には「七言。三月三日同賦ニ花貌年年同ニ応製詩一首」とし、序と詩が収められる。

三月七日

しらぎのうるものしま<sup>ま敷</sup>きて、こゝの人の言事も聞しらずときかせ給て、返事聞えざりける人に

おぼつかなるまの島の人なれやわがうらびるをしらずがほなる(一九九)

返し

はるかなるその島人の言葉をちるとはみけむかぜのたよりに(二〇〇)

『権記』に「因幡国言上于陵嶋十一人事等」と見え、『本朝麗藻』には、為憲の「代ニ透陵嶋人ニ感ニ皇恩詩」と、有国の「高麗蕃徒之中有ニ新羅国透陵嶋人折競悦之者」。其文不<sup>慌</sup>優。頗知<sup>慌イ</sup>ニ詩篇。臨<sup>慌イ</sup>別之日。予与<sup>慌イ</sup>ニ篇」とする詩を収める。ウルマ人の一行は、因幡に上陸して入浴したのである。

(三月) そちの宮、花みにしら川におはして

われが名は花ぬす人とたゞばたてたゞ一枝はおりてかへらん(二一九)

帥宮敦道親王と和泉式部の白河山荘の訪問にともなう一連の贈答歌は、以下三六まで続く。『和泉式部集』にも見えており、橘道貞の陸奥守赴任(三月末)の前のこと。

三月二十八日

花山院、観音院におはして、のこりの花をたづぬ、山寺にあそぶといふだい、よませたまうけるに

みるまゝにかつちる花をたづぬればのこりの春ぞすくなかりける (五一)

つねにますわしのみねをしまだみねばけふ山里のめづらしき哉 (五二)

花山院の遊覧は「即候御車、覽白河殿、後従山辺御御馬、御観音勝算房、余所儲御前物并破子」(御堂関白記)

とし、裏書に「於彼房供、仰左衛門督(公任) 令和哥題二首料、帰院給後奉哥、有御製賜之」とある。『百鍊抄』

『権記』にも記事あり。『長能集』にも、この題による二首の歌を収める。

九月九日 清涼殿において作文会、題「菊為九日花」、公任・斉信・有国・輔正など献詩。

九月十二日 道長邸での作文会、題は「水清似晴漢」(御堂関白記・権記)。「上達部五六人、殿上人」などとある

だけだが、『類聚句題抄』に顕光・斉信・公任・有国・以言・孝道・積善・道濟・為政・宣義の詩が見える。

十月一日

九月ふたつあるとしの十月ついたちの日、かねずみがむすめのもとに、きりのいみじうたちふたがりける

に

つねよりもほどへて過る秋なれどなを立どまれけさの朝霧 (一三四)

かへし

をきかはる霜にまぎれて立霧は久しき秋のためしなりけり (一三五)

九月に閏月のあるのは寛弘元年のこと。兼澄女は禎子内親王(陽明門院)の乳母となり、命婦の乳母と呼ばれた。二八・一七九にも見える。

(秋) 中務の宮に、やえきくうへ給ふて、ふみつくりあそびし給ひける日

をしなべてひらくる菊はやへ／＼の花のしもにぞみえわたりける（一八八）

この歌は、『後拾遺集』巻一七、雜三（九八三）の詞書によると、「世中をうらみてこもりゐて侍りける頃八重菊を見てよみ侍りける」とする。具平親王邸での歌で、一八九に宮の返しがある。公任は「自去九月不仕」（公卿補任）とするように、この頃から世を疎んで公の席に出なくなる。

十二月十五日 公任、經通を通じて辞表を提出する。十月二十一日の、平野・松尾社への行幸の賞により、斉信が従二位に昇進したことへの抗議による（御堂閔白記）。

辞表の文章について、公任は斉名・以言に相談したが意に染まず、匡衡に書くよう求めたという（袋草紙・古事談）。それは『本朝文粹』（巻五、表下）に収められる。

十二月二十日 公任の辞表返却（御堂閔白記）。

寛弘二年（一〇〇五） 正三位 従二位 中納言 皇后宮大夫 左衛門督 四十歳

四月一日

世中すさまじうてこもりゐ給る比、大殿より春のことなり

谷のとをとぢやはてたる鶯のまつに声せて春も過ぬる（五二七）

御返し

行かほる春をもしらず花さかぬみ山がくれのうぐひすのこゑ（五二八）

公任は、辞表が返されて後も出仕しなかつたようで、みかねた道長が歌を贈ったのである。『小右記』の四月二日の条に「昨以和哥一首被贈左金吾（公任）云、谷戸を閉やはて鶴鶯の待に声世天春も過ぬる、返、往帰る春をも不知花さかぬ御山がくれの鶯声」と見える。『御堂閔白集』、『拾遺集』巻十六・雜春（一〇四六、一〇六五）、

『千載集』卷十七・雑中(一〇六一)に入集。

なお、この歌を受けて「なしの花に時すぎたるみのつきたるに、右大弁(行成)」として、

春ふかみ山がくれの花なしといふにつきてはわきぞかねつる(二四)

の歌が詠まれたのではないかと思う。行成は、公任が道長に返した「花さかぬみ山がくれ」のことはを用い、やがて春の訪れることを述べたのであろう。二五・二六は公任の返歌。

四月十七日 実資、公任の愛子金石に小野道風の「手跡一卷」を与える。「金吾(公任)涕泣如雨、哀憐之甚、附属詞不可敢云者」(小右記)と、公任の喜びようはこの上もなかった。

五月三日 公任、播磨国書写山の性空上人のもとに赴く(小右記)。

七月二十一日 公任、再度辞表を提出するが、経通を通じて却下され、時光を越えて従二位に叙せられる(御堂関白記・権記・日本紀略・扶桑略記他)。『小右記』には「件慶希代之事也、雪先日恥、還増光華」とする。この後、公任は再び出仕し始める。

九月九日 宮中において重陽の作文、題は「菊是花聖賢」、序は匡衡、参加者は道長・伊周・公任・俊賢等。『江吏部集』に「七言。重陽侍宴清凉殿同賦。菊是花聖賢。応製詩一首」として、序と詩を収める。

寛弘三年(一〇〇六) 従二位 中納言 皇后宮大夫 左衛門督 四十一歳

二月二十日 道長邸の作文会、公任・斉信・俊賢・有国の出詠(御堂関白記)。

八月十五日 道長邸に公任・斉信訪れ、作文会を計画。しかし、敦康親王病氣との報を聞き中止する(御堂関白記)。

寛弘四年(一〇〇七) 従二位 中納言 皇太后宮大夫 左衛門督 四十二歳

三月三日 道長の土御門邸で曲水宴。題「因流泛酒」、斉信・公任・俊賢・有国・行成等（権記・御堂関白記・日本紀略）。『江吏部集』に「七言。三月三日侍左相府曲水宴同賦因流汎酒応教詩一首」として、序と詩を収める。

三月二十日 道長邸作文会、公任・俊賢。題「林花落灑舟」（御堂関白記・権記）。『本朝麗藻』に道長・以言・積善の詩あり。

四月二十九日 道長邸で、斉信・公任・俊賢・有国、それに文人十余人集まつての作文。題は「流水調笙歌」（御堂関白記）。

十一月十日

せぎみの少将、春日のつかひし給うて、かへり給ひ、いみじうきりの立ければ、これより大殿に

三笠山かすがの原の朝霧にかへりたつらんけさをこそ思へ（五三二）

御返し

みかさ山麓の霧をかき分て秋をしるべき今やきぬらん（五三三）

春日祭の使いに教通出立、十日に還立ち、道長邸で酒宴が催される（御堂関白記・権記）。

十二月二十五日 定頼元服（御堂関白記）。

寛弘五年（一〇〇八） 従二位 中納言 皇太后宮大夫 左衛門督 四十三歳

九月十五日

中宮の御うぶ屋のいつかの夜

あきの月影のどけくもみゆる哉こやながきよの契成らん（二四二）

九月十一日に敦成親王誕生、その五夜の産養。「一両巡後有和哥会者、右衛門督公任」(小右記)、「左衛門督公任卿、執盃猷和歌、召紙筆賜左大弁行成卿書之、公卿一々読了」(不知記)とある。公任から盃をさされて、一首求められた時の用意にと、紫式部が歌を詠んでいたことは、『紫式部日記』『栄花物語』(はつはな)に見える。

十月十六日 一条天皇の土御門殿への行幸の折、公任・斉信など「万歳千秋」などと誦す(紫式部日記、栄花物語)十一月一日 敦成親王五十日の儀の夜、公任は紫式部に「あなかしこ、このわたりにわかむらさきやさざぶらふ」と呼びかける(紫式部日記)。

十二月二日 敦成親王百日の祝い、公任他和歌を献ず(御堂関白記・小右記・権記・日本紀略)。

寛弘六年(二〇〇九) 従二位 権大納言 皇太后宮大夫 四十四歳

正月十日 侍従定頼昇殿(権記)。

三月四日 任権大納言(公卿補任他)。公任、遵子から祝いとして贈られた「道風仮字本二卷」を行成のもとに届け、その鑑定を求める(権記)。

十二月二日

同しとしの人になむ、後朱雀院うまれさせ給て、七夜に

いとけなき衣の袖はせばくともこうの石をばなでつくしてん(五五五)

敦良親王は十一月二十五日の誕生、七夜は十二月二日。後拾遺集卷七・賀(四三四)に入集。

寛弘七年(二〇一〇) 従二位 権大納言 皇太后宮大夫 四十五歳

正月二日 中宮の臨時客の後、殿上の間で管絃。公任は拍子(権記・紫式部日記)。

正月十五日 敦良親王の五十日の祝い、管絃があり公任は拍子(権記・紫式部日記)。

三月十五日

石清水りんじのまつりのつかひ、とのゝ少将まひ人にてわたり給けるに、大殿のもの見給けるにきこえ給ける

をみ人のゆふかたかけて行道を同じ心にたれながむらん(五二五)

返し

をみ衣袂にきつゝいはし水こゝちをなべてくまずもあらなん(五二六)

石清水臨時祭の使者は教通(権記)、「皇太后宮大夫許送和哥」(御堂関白記)とするのが、右の道長の返歌であらう。ただし、教通は寛弘四年十一月に右少将、翌五年正月からは右中将であった。『公任集』の「少将」は誤りか。

九月九日 道長・公任・俊賢・有国・頼定等による作文会。題「菊是花中王」、序は為清(御堂関白記)。『江吏部集』に「七言。重陽侍宴清涼殿同賦菊是花聖賢」と見えるのと同じであらうか。

十一月五日 定頼、源濟政女と結婚(御堂関白記)。

寛弘八年(二〇二二) 従二位 権大納言 皇太后宮大夫 四十六歳

六月二十二日 一条院崩御(三十二歳)。

七月十七日 有国は七月十一日没(六十九歳)、その葬儀を公任が奉仕(御堂関白記・小右記)。

長和元年(二〇二二) 正二位 権大納言 皇太后宮大夫 四十七歳

二月十四日 皇太后遵子、皇太后となる(大鏡裏書、日本紀略他)。

(四月)うへの、あまに成給ふたりける比

うつせみのよのつねなさをしりながらいとひがたきはわが涙哉 (五二四)

公任室の出家の年次は不明だが、『栄花物語』(ひかげのかづら)の長和元年四月の条にはすでに「尼上」と記されるので、これ以前のこと。

四月二十七日 公任女(十三歳)、教通と四条宮西の対において結婚(御堂関白記・小右記)。「四条の大納言の御女二所を、中姫君は四条宮(遵子)に、生れ給ひけるよりとり放ちきこえ給て、姫宮とてかしづききこえ給。大い君をぞ大納言世になき物とかしづきこえ給。母上は、村上の先帝の九宮(昭平)、……四条の宮の西の対にてむこどり奉らせ給」(栄花物語、ひかげのかづら)。

九月二十九日 公任、道長の命によって「大嘗会事」を抄出する(小右記)。

十一月二十二日 正二位(公卿補任)

長和二年(一〇一三) 正二位 権大納言 太皇太后宮大夫 四十八歳

二月四日 実資・高遠など白河殿に遊び、ついで小白河の公任山荘を訪れる(小右記)。

七月十二日 皇女禎子の七夜産養、その詠歌で公任序を作る(日本紀略)。

九月二十三日 敦康親王邸において作文。公任、親王の才智を称賛する(小右記)。

(秋) 秋のくれつかた、はうへの御もとにまいり給へりけるに、日比もなやませ給ひて、いとよはげにならせ給れば、女御殿に聞えさせ給ひける

風やまぬ秋のはやしに紅葉ゝの色はいかにとみるぞかなしき(二三六)

公任母の蔽子女王は、長和三年七月十六日の没。右はその前年の晩秋か。

十月三日 道長、斉信・公任と同車して大井に遊ぶ(御堂関白記)。

十月六日 道長・公任など十余人宇治に遊ぶ。賀茂河尻から舟に乗り、舟中で管絃・聯句・和歌、さらに作文あり（御堂関白記）。

十月二十日 皇女禎子百日の儀。公任祝賀の歌を献ず（御堂関白記）。

長和三年（一〇一四） 正二位 権大納言 太皇太后宮大夫 四十九歳

正月下旬 教通室（公任女）懐妊。「かの四条大納言の御ひめぎみは、去年よりたゞならぬ御けしきなりければ、大納言も尼上もいみじうおほして、さまざまの御祈どもいみじ」（栄花物語、つぼみの花）。

六月六日 公任母殿子女王の病氣（小右記）。

八月十七日 教通室（公任女）女兒（生子）出産。「さて八月十余日、いと平かにいみじうつくしき女君生れ給へり。……大納言殿・尼上などの御けしき思やりて知りきこえつべし。御産屋の程の有様、さらなれば書き続かず。三日の夜は本家にせさせ給ふ。五日夜は大殿、七日夜は大宮よりとぞ」（栄花物語、たまのむらぎく）。

長和四年（一〇一五） 正二位 権大納言 太皇太后宮大夫 五十歳

四月十三日 教通邸焼亡。同宿していた公任は、一物も取り出すことができなかつた。前日、公任の求めによって遣わしていた『清慎公記』の「季御説経巻」、それに「年中行事葉子二帖・韵抄二帖」も同じく焼失（小右記・御堂関白記）。

八月二十八日

八月廿八日、かつらどのにみぎの大殿のきたのかたなどおはして、いねからせて見給けるに

千代をへてかりつむやどのいねなればおほくのとしをあたる君哉（三三七）

山里の紅葉は時もわかぬ哉秋のなかばに色ふかくみゆ（二三八）

「今日左相国引率北方、被向桂山庄、卿相雲上人等挙首追従々々」（小右記）とするように、道長は倫子をもなつて桂殿に出かける。翌二十九日の条には、道綱・頼通・公任・俊賢などの従つたこと、さらに「殿上人已上誦和哥」と記す。『御堂関白記』にもその日の記事あり。『公任集』の、右に続く二三九も同じ折であろう。

九月三十日 皇太后宮彰子のもとで九月尽の歌会あり。詠者は、斉信・公任など、題は広業（小右記・御堂関白記）。

十月十二日 道長、上達部八、九人と宇治に遊び、舟中で歌を詠む（御堂関白記）。一行のメンバーは、斉信・頼通・公任・俊賢・行成・教通などであつた（小右記）。

十月二十三日 皇太后宮彰子のもとで、道綱・斉信・公任・頼通など和歌を詠み、それを行成が屏風に書す（御堂関白記）。これは、二十五日の道長五十賀に差し出すためであろう。

十月二十五日 彰子、土御門邸で道長五十賀の法会を催す。酒宴の後「有和哥興」（小右記）とする。また、『御堂関白記』には次のように公任との贈答歌を記す。

太皇太后宮（公任）取盃進、有余賀心和哥、侍従中納言（行成）取筆、

あひおひのまつをいとぐもいのるかなちとせのかけにかくるべければ

我

おいぬともしるひとなくはいたづらにたにのまつとぞとしをつまふし

人々此哥有褒誉氣、度々吟詠、

十二月五日 公任の消息に心細い趣の見られることから、実資は出家の心が生じたのではないかといふかる（小右記）。

長和五年（一〇一六） 正二位 権大納言 太皇太后宮大夫 五十一歳

正月十三日 公任、讓位と即位の式を執筆する（小右記・御堂闕白記）。

正月十四日 公任、讓位式の案文を実資に添削するよう求める（小右記）。

正月二十九日 三条天皇讓位、後一条天皇即位。この日、公任作の「新造式并指図」が示される（左経記）。

二月二十三日 教通室（公任女）女兒（真子）出産（小右記・御堂闕白記）。

三月二十六日 道長邸で、斉信・公任・俊賢・行成など作文、題は「藤花作紫綬」（御堂闕白記）。

四月七日 造宮行事所始（小右記・日本紀略）。

四月二十七日

長和五年四月廿七日、雨のいとどのどかにふるに、大納言の御もとに文やるとて

やへ葎しげれるやどにつれくととふ人もなきながめをぞする（定頼集II二七七）

かへし

とふ人もなきつれくのながめにはわがやくとのみ思ひけるかな（二七八）

四月二十九日 教通女兒（公任孫）の病氣により、公任万死一生のため七日間の物忌に籠る（小右記）。

六月二十六日 公任、十九日以来病氣。平癒しないため、心誓に戒を受く（小右記）。

六月二十八日 公任の病氣は赤痢で、体力がはなはだ衰える（小右記）。

寛仁元年（一〇一七） 正二位 権大納言 太皇太后宮大夫 五十二歳

六月一日 太皇太后宮遵子崩御（六十一歳）。「かくて、四条の皇太后宮悩ませ給て、祭など果てゝ後に、うせさせ

給ぬといふ。あかるゝ方なく、四条大納言扱ひきこえさせ給。いとあはれなる世中也」（栄花物語、たまのむら

ぎく）。

六月五日 般若寺において遵子の葬送（御堂関白記・日本紀略）。

寛仁二年（一〇一八） 正二位 権大納言 五十三歳

正月三日 後一条天皇元服（十一歳）。式の作者は公任（『大日本史料』所収「天皇御元服諸例」。「東宮冠礼部類記」（大日本史料）の永承元年十二月十九日の条によると、この寛仁の元服式は、道長の命によって公任が作成したとする。

正月二十一日

寛仁二年正月、入道前太政大臣大饗し侍りけるに、屏風の絵に、山里に紅葉みる人きたる所

山ざともみぢ見にとや思ふらん散はてゝこそとふべかりけれ（五五〇）

頼通の新調した大饗のための屏風は、四尺の大和絵十二帖からなり、画工は織部親助、色紙形に書すための詩は五首ずつ、斉信・公任・広業・為政・義忠・為時が、和歌は輔親・輔尹・和泉式部がそれぞれ献じた。ただし、公任は遅参して詩を出さなかったという（小右記・御堂関白記）。同日、斉信・公任は道長邸で詩歌の選定をし、行成に書写させた。公任は詩と和歌を詠んだという（左経記）。『栄花物語』（ゆふしで）には、「四条の大納言別に二首奉らせ給へり。桜の花見る女車ある所」として、

春の花秋の紅葉もいろ／＼に桜のみこそひと時は見れ

とあり、「又紅葉ある山里に男来たり」として右の五五〇の歌を記す。『後拾遺集』巻五・秋下（三五九）に入集。

三月二十九日

しら川にしのびておはしたるに、大白川といふ所に殿上人おほくおはしたりときこえたまひて、そのひ、

しき部卿の宮の中將、おほしら川におはしけるに

白川のおなし川辺のさくら花いかなる宿を人たづぬらん(三八)

かへし

花の色のふかさあさゝにをのづから宿わく人となりける哉(三九)

公任が白河山荘に忍んで来ている折、殿上人たちが近くの大白河を訪れたのを知り、宮の中將頼定に贈った歌。道長の一行が「行大白河、小白河等、猶不興尽、從此乘馬行雲林院」(御堂関白記)とする折を指すのであらう。

四月九日 公任孫(教通女)の生子(五歳)と真子(三歳)の産衣が焼失。それに書き付けていた誕生の日付などが不明となつたので、実資に調べてほしいと依頼する。実資、生子は長和三年八月十七日庚午寅時、真子は同年二月二十三日戊戌午時であることを返答(小右記)。

八月十日 公任、道長邸に赴き、屏風和歌について語る(御堂関白記)。

八月十五日 道長邸で作文、斉信・公任・俊賢等、題は「月光随浪動」、披講は九月五日(御堂関白記)。

九月十六日 小一条院、嵯峨野・大井河に遊覧し、舟中で為政の献じた題「紅葉浮水」により人々と歌を詠む。道長の桂殿で披講。講師は経通、詠者は頼通・道綱・斉信・公任・教通等(御堂関白記)。この折の斉信の歌が、

『新拾遺集』巻五・秋下(五四二)に「小一条院大井河におはしける時、紅葉浮水といふことを」として入集する。

十一月九日 教通女(公任孫)の生子と真子、着袴(小右記・御堂関白記)。

十一月十七日 道綱・公任など道長邸を訪れ、作文会、題は「無樹不期春」(御堂関白記)。

十二月二十四日 教通室(公任女)男児(信家)出産(小右記)。

寛仁三年(一〇一九) 正二位 権大納言 五十四歳

二月十三日 教通男信家(公任孫) 五十日の儀。経房・実資・能信・公信など参集し、和歌が詠まれた(小右記)。  
三月二十一日 道長出家、法名を行願と号す(五十四歳)。

寛仁四年(一〇二〇) 正二位 権大納言 五十五歳

八月十八日 実頼の文書は焼失し、日記の『清慎公記』は公任が部類別に編集しようとして切り貼りする際、多く紛失してしまったという(小右記)。

治安元年(一〇二二) 正二位 権大納言 按察使 五十六歳

正月二十八日 按察使を兼ねる(公卿補任)。大鏡裏書では正月二十四日とする。

八月二十一日 太政大臣等の席次を定める(小右記)。これにつき、公任は先例を引き合いに出して意見を述べる

(『大日本史料』所収「葉黄記」)。

九月二十九日 公任辞表を提出するが、すぐさま返却される(小右記)。

十月十五日 公任、再び辞表を出す(小右記)。

十一月三日 辞表返却(小右記)。

十二月二十五日 公任、藏人弁章信を通じて辞表を提出(小右記)。

治安二年(一〇二三) 正二位 権大納言 按察使 五十七歳

(正月) 正月十日、あぜちの大納言きこえ給る

白妙に雪のふれゝば水鳥の青葉の山もあらじと思ふ(二四〇)

公任の任按察使は前年の正月二十八日のことなので、この歌は翌治安二年正月十日余以降、出家するまでの間

に詠まれたことになる。

(春) 雪の、年返てふりたるに、うちの大殿の上

ふる雪はとしとゝもにぞつもりけるいづれかふかく成まさるらん(一八二)

御かへし

雪つもる君が年をかぞへつゝ君がわかなをつまむとぞ思ふ(一八三)

『後拾遺集』巻六・冬(四一七)に、「雪ふりて侍りけるあしたにむすめのもとにおくりける」として入集。公任と教通室(公任女)との贈答歌。教通の任内大臣は治安元年七月二十五日、「うちの大殿の上」とするので、右の歌はそれ以降のこと。一応治安二年に位置させておく。次の一八四の「あまうへ」(公任室)の詠も同じ折の歌。

治安三年(一〇三三) 正二位 権大納言 按察使 五十八歳

(二月) 公任夫妻、禊子・娘と天王寺参詣。「四条大納言殿には、女御・尼上・姫宮など、天王寺へ二月に詣で給ふ。忍びておぼし掙てためれど、事限あれば皆洩り聞へぬ。さて三日ばかり候はせ給て、さべきことども仏にも仕うまつらせ給ひ、僧にも物賜はせなどして、帰らせ給ぬ」(栄花物語、もとのしづく)。

『栄花物語』では治安二年二月の記事とするが、後との関連で治安三年のことであろう。この帰途の道中、姫宮が病氣となる。この公任女については、続いて「姫宮と聞ゆるは、この四条大納言の中姫君を、故宮(遵子)の御子にし奉らせ給へりしなり」と説明する。公任女は二人で、長女は教通室、次女は遵子に育てられ未婚であった。

三月二十日余 公任次女の逝去。「三月廿余日の程に失せさせ給ひぬ。大納言殿も尼上も、疎におぼさ(む)やはいみじうおぼし歎きたり。……大納言の御前に撫子をいと多く植へさせ給へるが、枯れたるを御覧じて、大納言

殿、

露をだにあてじと思ひて朝夕に我撫子の枯れにけるかな

天王寺にて姫君のけづらせ給し御髪の、ものゝ中より出で来たるを見給て、尼上、

あだにかく落つと歎きし烏羽玉の髪こそ長きかたみなりけれ」(栄花物語、もとのしづく)

五月十一日 「按察借茵四枚、付還脚、十六日法事料者、赤被借屏慢、同送之」(小右記)とあるのは、十六日に催す法事のため。

五月十六日 「按察大納言於宝石院修二娘七々法事」(小右記)とするように、この日公任は次女の四十九日の法要を営む。『栄花物語』では治安二年のこととするが、『小右記』によって公任女の没したのは治安三年と知られる。この日が四十九日とすると、公任女の亡くなったのは三月二十八日前後であったと思われる。

「四条大納言の許には、姫宮の御果などせさせたまひて、尼上小二条殿へ渡らせ給ぬ。日頃ありて、姫宮の御櫛の筥のありけるを、尼上の御許に奉らせ給とて、その筥のしきに大納言どのゝかゝせ給へる、

明暮も見るべきものを玉匣二度会はん身にしあらねば」(栄花物語、もとのしづく)

五月二十五日 公任、辞意を漏らす(小右記)。

(夏) 「四条大納言殿には、あはれなる御ことどもを尽きせずおぼさる。かの姫君の御数珠のありけるを、おはしける折に失はせ給へりけるが、ものゝ中より出で来たりけるを、女御殿(媿子)より小二条殿に尼上の御許に奉れ給とて、

しるくしも見えぬなりけり数知らず落つる涙の玉に紛ひて

尼上御返し、

別れにし人に代へても見てしがな程へてかへる玉もありけり  
など、いとあはれなる事多くなん（栄花物語、もとのしづく）。

八月十一日

宇治どのゝはかうに

みなそこにしづめるそのいろくづをあみにあらでもすくひつるかな（五〇六）  
とありけるに

うぢ川のあみにあらねどたればるか君にひかれてうかばざるべき（五〇七）

道長の宇治殿での法華八講は、「今日禅室於宇治殿被行八講、隨身少僧都懷寿、定基・永照、已講教円、被供養法華經四卷經、於此処年来漁獵、為懺其罪云々」（小右記）とする。歌は魚の放生会を詠んだ内容だが、そのことは『小右記』の記事によっても確認できる。『栄花物語』（御裳ぎ）では、「ことども果つる日、いみじき御功德とおぼしめして、殿の御前、

宇治河の底に沈めるいろくづを網ならねどもすくひつるかな

と仰せられたるに、講師達これを詠じて、御返し仕うまつらずなりにけり」とする。

九月二十日

なげくこと侍ける比、紅葉のちるを見て

紅葉にも雨にもそひてふる物は昔をこふる涙なりけり（五五七）

この歌は、『定頼集』（II）に次のように一連の贈答歌として見いだせる。

（九月）廿日の夜、雨ふりてつれ／＼なりしに

かきくらしちるとききつる紅葉はかたへは雨の音にぞ有ける (七八)

今よりは又さく花もなき物をいたくなをきそ菊の上の露 (七九)

これをとのゝきゝ給て

もみちにも雨にもそひてふる物はむかしをこふるなみだなりけり (八〇)

その御返し

春ちりし花をこひつゝ紅葉も涙もいまはめにぞとまらぬ (八一)

右の公任の八一は、『定頼集』(一)に「四条の宮におはしける時、大納言殿より、時雨とゝもに紅葉のこらずちるといふ題をたてまつられたりければ」(一一)として見え、定頼の返歌(八一)には、「御返し、ひめ宮のなくなり給ける年也」とする。公任次女の亡くなった秋、公任から「時雨とゝもに紅葉のこらずちる」の題の歌が贈られ、定頼はそれに答えたと知られる。定頼の「春ちりし花」は、公任次女の亡くなったことを意味しているのであろう。この贈答歌は、『定頼集』(一)の一六・一一七にも見えており、ここでは「ひめ宮うせ給て又の年」とする一連の歌に位置しているので、万寿元年となってくるが、定頼の「春ちりし」の歌によって、姫宮の没した秋としておく。

十月十三日 倫子六十の賀。「又上下糸竹同声更有余興、禪閣(道長)示大納言公〔任か〕卿令取〔執敷〕盃出令有和哥、権大納言行成卿執筆書之、聊有序題(小右記)と、道長は公任に盃を執らせて歌を詠ませている。この行成の序は「鷹司殿賀事」(『大日本史料』所収)に「治安三年、禪定大夫人、万歳春秋、六旬始満、太皇太后殿下、託其習俗之風、設此献賀之礼、両后相従……於是按察藤原朝臣(公任)輪令之、〔請カ〕精後宜詠 卅一字之和歌、以祈百千年之仙齡、干時十月十三日、小臣行成謹記之」として収められる。

また、この折の公任の歌は、『栄花物語』（御賀）に次のように見える。

又殿ばらの御かはらけもあまたゝびになりて、さか月の光もさやかに見ゆる程に、  
四条大納言公任

よろづ世と今日ぞ聞えんかたぐにみ山の松の声をあはせて

十二月二十七日 教通室（公任女）の男児出産（小右記）。「大納言殿・尼上など、静心なくおぼさるゝに、渡らせ給ぬれば、いとゞ御修法・御読経様くゞよろづさせ給。……十二月のつごもりばかりに、いと平かにて男君生れ給ひぬ」（栄花物語、後くゐの大將）。

万寿元年（一〇二四） 正二位 権大納言 按察使 五十九歳

正月六日 教通室（公任女）逝去（小右記目録）。『栄花物語』（後くゐの大將）では正月五日とするが、六日の方が正しいであろう。「その御女、ただいまの内大臣（教通）の北の方にて、年頃多くの君達うみつづけたまへりつる、去年の正月にうせたまひて、大納言よろづを知らず、思し嘆くことかぎりなし」（大鏡）。

公任出家の意向あり。「大納言殿、姫宮（公任次女）の御事をあさまじうおぼししほり、『本意も遂げなむ』とおぼしたりしかど、このうへ（教通室）の御有様の見るかひありておはしつれば、よろづをおぼし慰めとゞこほりて、『御匣どの（公任孫女生子、十一歳）ゝ大人び給はんを見て』などおぼししに、かくあさまじう心憂く、おぼし乱るともおろかなり」（栄花物語、後くゐの大將）。公任は、前年の二月に次女を失ったのに続いて、長女の教通室にも先立たれたことによる。

正月十四日 教通室の葬送（栄花物語、後くゐの大將）。

（三月） 公任・定頼初瀬参詣。「三月ばかりに、四条大納言初瀬に参り給へり。かへさに泉河のもとにて、『こゝぞかし、御嶽のかへさに姫宮の御事きゝ侍りしは』とて、定頼の君、

見るごとに袖ぞぬれける泉河憂きこときしわたりと思へば

大納言うち泣かせ給て、

妹背山よそこに聞くだに露けきに子恋の森を思ひやらなん

いみじうあはれにおぼしたりとなんき侍し（栄花物語、たまのうてな）。

前年の二月下旬、天王寺参詣の帰途公任の次女（遵子養女）の亡くなったのは、泉河（木津川）の近くだったようである。『定頼集』（I—1—14・1—15、II四〇九）にも収められており、その詞書は「ひめ宮うせ給て又の年、大納言はつせにまいり給て、いづみ河のもとにて、こそみたけよりかへり給けるに、こゝにてひめ宮の御ことひき給けるをおぼしいで」とする。定頼は御嶽へ出かけ、その帰りに妹の死を聞いたのである。

三月二十余日 道長、法成寺薬師堂の遷仏供養を催すが、教通と公任は参加しなかった（栄花物語、とりのまひ）。

三月二十八日 「臨夜宰相（資平）来云、於禅室相逢民部卿（俊賢）、談話云、按察（公任）可辞大納言云々」（小右記）。公任の大納言辞任の噂が、人々に伝えられていたようである。

九月二十日 前日の十九日に高陽院行幸。二十日に後宴が催され、歌会があった。しかし、「今日の事いみじうものゝ榮なく、口惜しかりつるは、内のおとと（教通）の参り給はぬ、四条大納言（公任）の参らせ給はぬをなんおほしめす」（栄花物語、こまくらへの行幸）と、教通・公任ともに喪に服して公の席には顔を出さなかった。

『公任集』の「人にをくれて、世中さまざまうおぼされる比、しら川におはして」の詞書を持つ、  
白川のやどに浮世をのがるれどしづめる影は猶ぞ見えける（五二二）

の歌は、この頃の詠であろうか。次の五二三の歌も、同じ折であろう。

十一月六日 資平、公任と出会った折、辞任の意向である旨を聞く（小右記）。

十一月十日 公任、実資のもとに立ち寄り、以前から辞表を提出していたが、このたびは決意の固い由を述べる。

さらに「明春企住北山辺、而心緒常乱」「与心違、毎見孫児不覚涙落」(小右記)と、明春には北山に住む計画であること、孫たちを見ると思わず涙の流れてしまうことなどを語る。

十一月十一日 公任から、来月の一日に辞表を提出するとの消息あり(小右記)。

十一月十二日 公任から、一日は上表の日としては不適であるとの連絡(小右記)。

十二月八日 公任、十日に辞表を出すこと、およびその作法について実資に問い合わせる(小右記)。

十二月十日 公任、辞表を提出するが、勅答なし(小右記)。

十二月十三日 右近少将藤原実康の使によって、公任に辞状の勅答がもたらされる(日本紀略・公卿補任他)。

十二月二十九日 教通室(公任女)の一周忌法会。「かくて十二月の廿九日には、内の大ぬ殿上の御はて、法興院にてせさせ給」(栄花物語、こまくらべの行幸)

万寿二年(一〇二五) 正二位 按察使 六十歳

正月二十五日 四条宮焼亡。「かくて、あさましき事は、この廿五日の夜、四条の宮は焼けぬ。さるは、あまうゑなど、今はかの宮にこそは住ませ給へば、いみじき事なりや。大納言殿(公任)おぼしたつ事もあるに、『いとをしきわざかな』とおぼして、またの日よりまづ対一を急ぎあはせ給てせさせ給ふ」(栄花物語、わかばえ)。

十二月八日 「臨昏按察(公任)被過云、今日内可向長谷、依有方忌可越年、而帰京日未定其期者、疑若可出家歟」(小右記)。長谷に赴き越年するとの公任の企てを聞き、実資は出家するのではないかと疑う。

十二月十九日 「今日按察向長谷籠居云々、又過卅五日可帰京云々、不知一定」(小右記)。

「かくて四条大納言殿(公任)は、内の大ぬ殿上の(教通室)の御事の後は、よろづ倦じて給て、つくぐ」と

御行にて過させ給。法師と同じさまなる御有様なれど、……この御本意ありといふ事は、女御殿（禊子）も知らせ給へれど、いつといふ事は知らせ給はず。かゝる程に、椎を人のもて参りたれば、女御殿へ御方へ奉らせ給ける。御筥の蓋を返し奉らせ給とて、女御殿、

ありながら別れむよりはなか／＼になくなりたるこの身ともがな

と聞え給ければ、大納言殿へ御返し、

奥山の椎がもとをし尋ね来はとまるこのみも知らざらめやは

女御殿、いとあはれとおぼさる。……『長谷へ堂建てんと思ふに、北に当りたればいと恐しければ、かの寺に年の内に行きて、四十五日そこにて過して、来年の二月ばかりなん京に出づべき』などいふ事をの給はせつゝ、……かくて女房などにも、『来年二月十日程には出でぬべし。その程心細しと思はるばかりぞ』などの給はせて、つごもりの程の事どもなどおぼし掟てゝ、十二月十九日にぞ、長谷へ入らせ給へれば』（栄花物語、ころものたま）。

公任は二月十日余に長谷から帰京するとは言っているが、禊子への歌には明らかに山で出家する意思のあることを表明している。

万寿三年（二〇二六） 六十一歳

正月二日 定頼、長谷に籠る父公任を訪れる（栄花物語、ころものたま）。

正月四日 公任、解脱寺において出家（日本紀略・公卿補任・大鏡裏書他）。

「かくてついたち四日のつとめて、御堂に、三井の别当僧都（心養）尋ねに御消息ものせさせ給へば、参り給へり。さて心のどかに御物語などありて、御本意の事も聞え給へば、僧都うち泣きて御髪おろし給つ。戒など授け

奉り給ぬ。かくて帰り給ぬれば、世にやがてもり聞えぬ」(柴花物語、ころものたま)。

世をそむきてながたにゝ侍ける比、入道中将のもとより、まだすみなれずやなど申たりければ

谷風になれずといかと思ふらん心はやくすみにし物を(五五二)

おなし所に侍ける時、僧の装束・法服など、関白殿よりをくらるとて

いにしへは思ひかけきやとりかはしかくきん物とのりの衣を(五五三)

返し

おなし年契しあれば君かぎる法の衣をたちをくれめや(五五四)

五五二番歌は、入道中将成信からの、

まだなれぬ深山隠れに住みそむる谷の嵐はいかゞ吹くらん

との歌に対する公任の返し(柴花物語、ころものたま)。季節は秋であろうか。後の二首は、道長との贈答で、

同じく『柴花物語』によると、公任の出家を聞いた道長は早速「御装束一領」に歌を添えて長谷へ届けたとい

う。このほか『柴花物語』には、内大臣教通や斉信の訪問のあったことが見える。

(秋) ながたにゝ入給て後、中納言のまいり給てかへり給とて、なが谷より

見捨てはかへるべしやは風やまぬ峯の紅葉ののどけからぬを(一四二)

かへし

嵐吹峯の紅葉も見ぬ時も心はつねにとどめてぞくる(一四三)

ながたににすみ侍ける比、かぜはげしかりけるよの朝、中納言定頼もとより

ふる郷のいたまの風にね覚して谷の嵐を思ひこそやれ(五六四)

返し

谷風の身にしむごとに古郷の木のもとをこそ思ひやりつれ（五六五）

『定頼集』（一―一八―一二）には右の四首が連続して見えるように、同じ折の贈答歌。定頼が父の公任のもとを訪れ、その帰りと帰京後に詠み交した歌。『栄花物語』（ころものたま）では後者の二首が示され、次いで「雪のいみじう降る日、女御殿より」として、

思ひやる心ばかりは奥山の深き雪にもさはらざりけり

の歌が収められる。これは『公任集』にも「ながたにくすけし給て、おはしましはじめたるゆきたかき日、おなし女御の御もとより」（一八六）として見える。

このほか、「ながたにくくれなぬのをかといふは、……やしほの岡とつけたまへりけるが云々」の詞書を持つ一四五・一四六、三井寺の入道中将成信と「こうきう」阿闍梨との贈答歌（二四七―一五二）、「みくしげどの（公任孫の生子）に、やしほの岡のめでたきを御覽せさせぬこと」とする一五三―一五五、禅林寺僧正深覚との贈答（二七四・一七五）なども、同じ頃の歌と思われる。

万寿四年（二〇二七） 六十二歳

十二月四日 入道道長薨去（六十二歳）。

十二月七日 道長の葬送。公任はこれ聞き、「薪金きといはまほしき」（栄花物語、つるのはやし）と述べたといふ。

十二月四日に行成も亡くなったのを聞き、公任は都の斉信と次のような歌を詠み交したとする。

この事どもをきゝ給て、長谷の入道の御もとより、中宮大夫に聞え給ける、

見し人のなくなりゆくを聞くまゝいとゞみ山ぞ寂しかりける

中宮大夫御返し、

消え残るかしらの雪を払ひつゝ寂しき山を思ひやる哉

となん聞え給ける（榮花物語、つるのはやし）。

長元元年（一〇二八） 六十三歳

（四月）四月に、ながたにゝゑんよ僧正のまうでたりけるに、桜の盛なりけるをみて、いみじうけうじて帰りて又

の日

きのふまでおしみとめてし山桜夜のまの風のいぶかしき哉（七八）

かへし

春過て君を待ける花なればまたくるまではちらじとぞおもふ（七九）

公任の出家後の贈答歌。「ゑんよ僧正」は「志んよ僧正」（心誓）の誤写か。心誓であれば、僧正位は長元元年以降のこと。

長元四年（一〇三二） 六十六歳

二月十三日 教通の談として、「御前円座事」に関し、公任の教えによる故実が明らかにされる（左経記）が、このようなことなどは長谷まで問い合わされていたのであろう。

長元八年（一〇三五） 七十歳

五月十六日 関白左大臣頼通歌合が催され（左経記）、相模・資業・定頼・輔親などが出詠する。『袋草紙』によると、経長と経信は、歌合の判詞などを携えて、長谷の公任のもとに出かけ、その評定を乞うたという。

また、範永が遍照寺で月を詠んだ「住人もなき山里の秋の夜は月の光もさびしかりけり」の歌を、定頼が公任のもとに送ったところ、「範永誰人哉、和歌得<sub>レ</sub>其体」と称賛した。公任の評を耳にした範永は感激し、その歌を錦の袋に入れて重宝としたという(袋草紙)。これなど、出家後も歌人としての公任の評価の高さを示しているだろう。

長久元年(二〇四〇) 七十五歳

(冬)

「まことや、二条殿におはしましゝ時に、鶉の魚々食ひて候ひけるを、入道の大納言きゝ給て、女御殿(生子)の御方に、鶉の魚々食ひて候ひける事など書き給て、

いかでかはうはの空には知りにけんかもめ見ゆるに世にあへりとは

上(後朱雀天皇) 渡らせ給て、御覽じて、

祈りつゝゆるぶる網のしるしには飛ぶ鳥さへもかゝるとぞ見る

これをきゝ給て、又大納言ぞ申給ける(栄花物語、暮まつほし)。

女御生子(公任孫女)は、長暦三年閏十二月に後朱雀天皇のもとに入内。父教通の二条邸への出御は、長久元年十月二十二日以降のこと(春記他)。公任は翌年正月に亡くなるので、右の贈答歌はその間のこととなる。後朱雀天皇の二条院滞在の折、公任は生子のもとに出かけて歌を詠んだのであろう。天皇の歌に対して、公任の返歌があったようだが、現存本の『栄花物語』は以下の記事を欠く。

長久二年(二〇四二) 七十六歳

正月一日 公任没(扶桑略記・大鏡裏書・公卿補任他)。

二月十八日 「今日督殿（資平）御消息云、明日為訪四条納言可向長谷、可相伴者、可參入之由令申入」（春記）。資房（『春記』の著者）の父資平（実資息男）から、明日中納言定頼を訪うため長谷に出かけるので、一緒に来るようにとの消息があった。資房は早速、お伴をする旨の返事をしてる。

二月十九日 「未晴參督殿、即被向長谷、予候御車後、已時參着、中納言被謁談入道大納言入滅作法、煩瘡湿、十日許滅亡由也、元日午時許入滅給云々、午時許帰給」（春記）。早朝、資房は父の資平のもとに出かけ、すぐさま長谷に赴く。そこで定頼と面談し、入道大納言公任の最期の様子を聞くことができた。公任は瘡湿（はれもの）であろう）で十日ばかり煩い、元日の午時ばかりに没したという。この日は、公任四十九日の法要が長谷で催されたのであろう。

（参考文献）

村瀬敏夫「藤原公任伝の研究」（『東海大学文学部紀要』第2輯、昭和三十五年三月）

竹鼻 績「公任集考―成立の問題を中心として―」（『言語と文芸』第69号、昭和四十五年三月）

竹鼻 績「藤原公任の研究―公任集作歌年次考―」（山梨県立女子短期大学紀要」4、昭和四十五年三月）

（『公任集』詠作年次一覧）

年譜で引用した『公任集』の本文は書陵部本に従い、島原松平文庫本で校合した。歌番号は私家集大成による。以下歌の番号と該当する年次を示した。推定によるものと、参考に引いた歌も含めておく。

- |    |      |     |      |       |      |       |      |
|----|------|-----|------|-------|------|-------|------|
| 1  | 正暦五年 | 2・3 | 寛和二年 | 18・19 | 長徳二年 | 20・21 | 天元五年 |
| 11 | 天元五年 | 12  | 永観元年 | 22・23 | 正暦四年 | 24・26 | 寛弘二年 |

公任年譜考 (伊井)

215 · 216	205	195 · 196	188	182 } 184	168 · 169	145 } 155	134 } 135	124 · 126	104	97	82	72	60 } 63	57 a b	50	40 } 44	29 } 36
長徳元年	正暦元年	正暦五年	寛弘元年	治安二年	寛和二年	万寿三年	寛弘元年	長徳二年	天元五年	正暦元年	寛和元年	永観二年	正暦三年	長保元年	永延元年	寛和二年	寛弘元年
217	208 · 209	199 · 200	190 } 192	186	174 · 175	158	142 · 143	127 · 128	119 · 120	101 · 102	86 · 87	78 · 79	69 · 70	59	51 · 52	47 · 48	38 · 39 · 寛仁二年
長徳二年	正暦元年	寛弘元年	寛和元年	万寿三年	万寿三年	寛和二年	万寿三年	寛和二年	長保元年	寛和元年	正暦二年	長元元年	長徳二年	寛和二年	寛弘元年	天元五年	寛仁二年
484 } 489	468 · 469	452 · 453	424 · 425	404 } 411	387 } 396	370 · 371	360 } 363	338 } 340	329	308 } 311	259 } 288	243 } 251	240	236	232 · 233	224	218
長徳三年	寛和二年	正暦二年	天元五年	永延二年	寛和二年	寛和元年	正暦二年	永祚元年	寛和二年	長保三年	長保四年	正暦二年	治安二年	長保二年	長徳元年	長保三年	長徳元年
490 } 492	470 · 471	460 · 461	449	416 } 418	397	372 } 375	366 · 367	358 · 359	337	325 } 328	299 } 307	252 } 256	242	237 } 239	235	226 · 227	219
長保二年	永延元年	永祚元年	永観二年	正暦五年	正暦二年	正暦二年	永観二年	正暦三年	永延元年	寛和元年	長保元年	正暦元年	寛弘五年	長和四年	長保四年	長保三年	長徳二年

532 ・ 533	527 ・ 528	524	513 } 515	504 ・ 505
寛弘四年	寛弘二年	長保元年	長保四年	寛弘元年

536 } 538	530	525 ・ 526	522	506 ・ 507
長保元年	永觀二年	寛弘七年	万寿元年	治安三年

559 ・ 560	555	550	539
長保元年	寛弘六年	寛仁元年	長保三年

564 ・ 565	557	552 } 554	546
万寿三年	治安三年	万寿三年	永延二年